

本書は、他の同類の書に比して嶄然頭角を擢んでるものであり、専門學校に於ける法學教育に寄與する所多大なるものがあると信ずる。私は自己の不明が博士の深遠なる所説を誤解し、當らざる批評的言辭を弄したる所なきやを虞るゝと共に、犯したる非難につき重ねて御寛恕を乞ふ次第である。

## 増地庸治郎博士の「株式會社」

室谷賢治郎

我が國に於て經營經濟學といふ名稱を冠せしめての著書を最初に大正十五年に公にせられた東京商大の増地庸治郎博士は、その後倦むことなき研鑽を重ねられ「企業形態論」(昭和五年)、「經營財務論」(昭和九年)、「我が國株式會社に於ける株式分散と支配」(昭和十一年)等を上梓せられたが、最近に至りこれ等の諸書を

綜合の結果「株式會社」と題して學界に贈られた。本文の外に索引を加へると八百頁を超える大著で、かの獨逸のリヒアルト・パツソウの「株式會社」Richard Passow, Die Aktiengesellschaft — Eine wirtschaftswissenschaftliche Studie. 2A. Jena 1922. が大冊とはいへ六百頁に満たぬのに對比すれば吾人は増地博士の努力に對し深厚な敬意を捧げると同時に我が國に於ける學問的水準の高められつゝある事實を見て非常な愉快を禁じ得ぬ。以下増地博士の新著の紹介批評を試みよう。

博士の新著は「株式會社の本質に關する經營經濟的研究」と副題せられて居る。由來株式會社に關する研究は法律論が主で、經濟論は頗る少かつた。此の憾を夙に感ぜられて「株式會社經濟論」を出版せられたのは現東京商大學長上田貞次郎博士でそれは大正二年のことに屬する。併しながら上田博士のこの書は初版刊行以來二十年以上を経て居り、訂正増補版が出たのも關東大震災以前のことであるので、「新しい材料を附加することが望ましく、上田先生は屢私に(増地博士を指す)この大役を仰付けられたのであるが、何分にもこの劃期的の名著に筆を加へることが恐ろしいとい

ふ感じが先に立つて、いまだに着手することが出来ず  
恩師に對して甚だ申譯なく恐縮の次第である。併しい  
づれは魯鈍に鞭打つてこの大任に着手する日も来るこ  
とであらう。」(増地博士著「經營財務論」序文中より)  
即ち増地博士の勞作は上田博士によつて開拓の斧を入  
れられた學問的分野を一段と奥深く進められたものと  
謂ふべく、上記のパツソウの著の單に「經濟學的研究」  
と名付けられ又は上田博士の場合の如く「經濟論」と  
のみ記されたよりも「經營經濟的研究」と明確に限定  
を加へられて居る點に時代の動向を明かに示して居る  
のである。

## 二

さて本書は四つの編から成る。第一編は序説として  
企業の法律形態、企業の經濟形態を檢討し、企業形態  
の經營經濟的意味を探索する。略ぼ既著の「企業形態  
論」に於て採られた立場から説かれて居る。増地博士  
に従へば、「企業とは經營經濟の必要とする諸財貨と  
經營活動によつて作出せられる諸給付との所有關係を  
表示する機構である。略言すれば企業は經營經濟に於  
ける所有機構である。」(四七頁)この見解は嘗て博士

により「經營と企業とは別個の實在ではなくして、生  
産單位として見る場合には經營となり、所有單位とし  
て見る場合には企業となるものと信ずる。」(商學研究  
第七卷第二號)と表明せられたものに係り、同様の見  
地を採る慶應義塾の鈴木保良教授の著「商工經營綱要」  
を余が批評するに際して獨乙のレーマン教授即ち經  
營を生産單位とし企業を財政單位とする説を更めた  
と速断したところのものである。「經營經濟研究」第十四  
冊所收拙文參照)博士の見解がレーマン教授説を踏襲  
するものでないことは明治學院高等商業部創立拾五周  
年記念論文集に寄稿せられた博士の一文に於て明かに  
せられ、「構想を異にするものであるから室谷教授の  
断定を受容することは出来ない」として斥けられたも  
のである。此の點本書に於て博士は「著者の解する企  
業は經營經濟に於ける所有を表示する機構であるか  
ら、企業が經營經濟を離れてそれ自ら獨立の活動を營  
むものとは考へられない。従つて著者はルドルフ・レ  
ーマン教授の如く經營を生産單位、企業を財務單位と  
してそれ／＼別個の活動を營む組織であるとする説に  
左袒しない。」(四八頁)と明言して居られる。

併しながら企業を以て所有機構であるとせられる博士の根本的見解に對して余は拙著「經營經濟學概論」公刊以來未だ今日に至るまで不幸にも同意することが出来ぬ。且つ博士が今回の著に於ては經營といふ概念を説明せられるに當り、「經營とは現實に經營經濟の活動を指揮することを意味し、この任務を擔當する者が經營者である。而して現實に經營活動を指揮することといふは(中略)、執行のみならず、決議をも含む。」(五一頁)と述べられるだけで、直ちに經營經濟といふ概念を用ひられて居るのは、今少しく立入つた説明が欲しく思はれる節である。因みに博士は經營に英語の Management 及び獨逸語の Leitung 或は Verwaltung を當嵌めて居られるが、獨逸語の經營經濟は Betriebswirtschaft であり經營は Betrieb であること周知の通りで、此の場合に博士の述べられる經營經濟は Betriebswirtschaft でなく特に Leitungswirtschaft を意味するのであらうか。字義の詮鑿に墮するかも知れぬけれども疑問として提起せざるを得ぬのである。

## 三

本書の第二編は株式會社に於ける支配と題せられ、

株式の分散、支配形態、無議決權株、議決特權株、持株會社其他に關して實證的研究が丹念に爲されて居る。特に我が國に關する研究は日本學術振興會から與へられた援助に因るといふことであるが、本書に於ては我が國のみならず英・米・獨等の諸國に就ても詳細な報告が與へられて居る。即ち第二編は既著「我が國株式會社に於ける株式分散と支配」に若干の論文が附加へられたもので、余の見るところでは分量の上からも價值の上からもこの編が最も大なるものを藏する。

按ずるに株式の分散に就ては嘗て米國のブルッキングスが其の「産業所有權」(R. S. Brookings, Industrial Ownership: Its Economic and Social Significance. New York 1925.)に於て世人の注意を喚起したことがあり、我が國でも昭和二年の日本經營學會大會に東京帝大の中西寅雄教授が詳細な調査を發表されたことがある。(日本經營學會編經營學論集第二輯「株式會社制度」に收録の中西教授「株式會社の議決權及び機關に就て」参照)増地博士は米國に於ける株式分散に關しては彼地に於ける其後の好著たるバールとミーンズとの共著「現代の會社と私有財産」(Berle and Means, The

1933)を基礎として説かれ、我が國に於ける株式分散状態は之を直接問合に對する各會社の回答、考課狀及び株主名簿、其他の資料を利用して明かにせられたのである。而して株式分散の原因として我が國では特に(1)當該經營經濟が地方的性質を有する事業を營むこと、(2)投機取引の盛に行はれる會社、(3)當該經營經濟の異常なる繁榮、(4)設立又は増資の際に於ける會社當局者の方針、及び(5)顧客又は從業者に株式を所有せしめることが擧げられ、米國では最後に擧げた顧客及び從業員持株制度が株式大分散の特殊原因として詳論せられるのである。

株式會社の支配形態に關してはミーンズが(一)私的所有、(二)過半数所有、(三)法的手段による支配、(四)少数派支配、及び(五)經營者支配の五種に分類するに過ぎぬの對し、増地博士は更に金融業者支配、政府支配を加へて一層精密を期せられる。注目に値するところである。右の中、法的手段による支配は之を小分すれば(a)持株會社によるピラミッド型構成、(b)無議決權株、(c)議決特權株、及び(d)議決權信託によるもので、ピラミ

ッド型とは親會社の支配者が從屬會社に對する支配權を把握するに當り支配資本の節約が行はれる場合に成立するものを謂ふ。博士の調査は我が國重要株式會社九十一社に就て爲され、その産業別は原始産業・工業・公用事業・商業・交通業に互る周匝なるものである。

無議決權株に就ての米國の規定並びに議決特權株に關する獨逸の法律は我國では現在のところ問題とせられぬけれども、併し將來は必ずや論議を見ることであらう。本書にこれ等の取扱はれて居るのは用意深いと謂はねばならぬ。

持株會社の考察は既に東京帝大の高宮晋氏からコンツェルンとの關聯に於て批評が下された箇所であるが、増地博士の立場は「支配資本の節約こそ持株會社概念構成の焦點である」(四一頁)から、持株會社は寧ろ支配會社の稱呼を可とするのである。(同頁)併しながら此の點に就て余の希望を述べることが許されるならば、博士がコンツェルンそのものを稍審らかに分析する勞を執つて頂きたかつたことである。

#### 四

第三編「株式會社證券制度」は既著「經營財務論」

を主たる内容とし、株式會社の自己資本たる株式と他人資本たる社債とに就て隈なく検討を加へられる。即ち株式に就ては普通株の外、優先株・後配株・無額面株・特殊株式等が説かれ、社債に關しては擔保附社債・轉換社債・株式買受權附社債・特殊社債等が論ぜられるのである。この種の研究は余自身も試みたことがあるけれども（拙著「經營金融論」昭和十年東洋出版社發行）、博士の著書に於ける實證的研究の豊富なには敬服せざるを得ぬ。

唯だこの編に於て望蜀の念を抱かせられるのは證券の發行や財務の擴張縮少に關する説明を興り聴きたいことである。生産力擴充が問題とせられ起債市場淨化が論議せられる今日特にこの感が深い。

本書には以上の外、第四編として結語が與へられて居る。株式會社に於ける出資と支配との分離、換言すれば株主の權利縮少と支配者の權利擴大との傾向は經營經濟上如何なる影響を與へるか。博士の見解によれば「少額の出資をなすか、或は殆んど全く出資をなさざる少數者の手に支配權が歸し、Oligarchieの出現を見るに至ることは、むしろ經營經濟の要求に合致する所である。經營經濟の規模小にして、少額の資本を少

數の企業者が齟齬する場合には、企業者の合議政治が可能であるけれども、經營經濟の規模擴大は巨額の資本を要求し、巨額資本の調達には多數資本家の参加を必要とするから、かゝる多數出資者の直接合議政治は全く不可能であり、代表政治が要求されるのは極めて自然的なる成行である。」（七五一頁）併し抑々經營經濟は出資者のみの利益を目標として活動すべきものかといふに決してさうではなく、經營經濟の利害關係者としての使用人及び労働者、貨物供給者、貨物需要者、資本供給者たる債權者等の利害も亦尊重せられねばならぬ。然らばこれを考慮に容れると同時に經營者の自由手腕に期待を懸ける爲めには如何なる手段を採るべきか。博士の主張は公示制度の強化である。即ち少くとも一九三一年の獨逸會社法小改正によつて規定せられた程度の財務報告書と強制監査とを要求すべきものとせられるのである。この點は余は全く賛成する。公示制度が強化せられるとき始めて經營經濟の要求に内在する矛盾が止揚せられ、動もすれば公企業に見られるやうな祕密主義の生む能率不振から脱却することが可能となるであらう。博士の御健在を學界の爲めに祈つて新著の紹介批評を了る。——一九三七年五月——